

Q & A

県民の方からの、お問い合わせの多い事柄をまとめています。

お申込みできる方に関する Q&A

Q、平成29年4月1日以降に工事が完了しているが、契約は制度開始の平成29年4月1日以前である。申込みできるか。

A、申込みできません。制度開始（平成29年4月1日）以降に締結した工事請負契約（以下、「契約」という。）が対象となります。

Q、平成29年4月1日以降に契約したが、補助対象事業の完了日が、契約した年度の次の年度になる。契約した年度に申込できるか。

A、申込みできません。補助対象事業の完了日を含む年度に申込みしてください。

Q、平成30年4月1日以前に工務店と契約した場合、H30年度の申込みの対象とならないか。

A、平成30年4月1日以前に工務店と契約した場合でも、平成29年4月1日以降に契約している場合は申込み可能です。ただし、補助対象事業の完了日が平成30年度中である必要があります。

Q、交付決定を受けるよりも前に、補助対象事業に着手しても、申込み可能か。

A、申込み可能です。補助金の要件を満たしていれば、交付決定を受けるよりも前に、補助対象事業に着手しても、申込み可能です。（平成29年4月1日以降に契約していることに注意してください。）

Q、共同住宅を立てたいが、申込み可能か。

A、申込みできません。一戸建て住宅を対象としています。

Q、セカンドハウス（別荘）として、使用している住宅が岐阜県内にある。本制度を活用して補助を受けたい。申込み可能か。

A、申込みできません。自己の居住の用に供することが必要ですので、セカンドハウス（別荘）は、要件を満たしておりません。

Q、建売住宅を取得した。この場合申込み可能か。

A、申込みできません。申請者となりうるのは、県内に本店を有する建設業許可を取得している事業者と工事請負契約を結んだ個人（自己の居住の用に供することが必要）になります。建売住宅を取得する場合は、売買契約になるため申込みできません。

Q、住宅を建てた工務店が申請者となることができるか。

A、申請者となることはできません。申請者となりうるのは、県内に本店を有する建設業

許可を取得している事業者と工事請負契約を結んだ個人（自己の居住の用に供することが必要）になります。

Q、岐阜県に本店のある工務店と契約して愛知県内に住宅を建てる予定である。申込み可能か。

A、申込みできません。岐阜県内に本店を有する建設業許可を取得している事業者との間で工事請負契約を結んだ個人（自己の居住の用に供することが必要）が、岐阜県内に住宅を建てる場合に申請者になれます。

Q、愛知県に本店がある工務店と契約して、岐阜県内に住宅を建てる予定である。申込み可能か。

A、申込みできません。岐阜県内に本店を有する建設業許可を取得している事業者との間で工事請負契約を結んだ個人（自己の居住の用に供することが必要）が、岐阜県内に住宅を建てる場合に申請者になれます。

Q、自分達夫婦が居住するために、親が事業者と住宅建設の契約を結んだ。この場合、申込み可能か。

A、申込みできません。当該住宅に自ら居住することが要件です。

補助対象事業に関する Q&A

Q、建築物省エネ法による省エネ基準を満たす必要があるのはなぜ。

A、2020年までに段階的に義務化が予定されているためです。

Q、断熱等級4級、一次エネルギー消費量等級4級を満たす既存の住宅を改修して、断熱等級4級、一次エネルギー消費量等級5級の評価を受けた場合、補助対象になるか。

A、補助対象となります。ただし、改修後の住宅が省エネ基準その他要件を満たす必要があります。

Q、設計住宅性能評価書とは。

A、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、登録住宅性能評価機関により、設計図書段階の住宅性能の評価結果をまとめたものです。

Q、既存住宅を改修する場合の提出書類となる現況検査・評価書とは。

A、改修した既存住宅の現況検査により、劣化状況に問題がないかを確認し（必須事項）、省エネ基準をみたすことを確認する（選択事項（個別性能評価））ための書類です。

Q、県内工務店に限っているのはなぜ。

A、本制度は、省エネ住宅の普及を図るとともに県内工務店の育成支援及びシェア拡大を図るためです。

Q、長期優良住宅を建設予定である。長期優良住宅の基準を満たすことを証する「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」のみで、補助金の要件である省エネ基準や劣化対策基準を満たすことを証する書類としていいか。

A、補助金の要件である劣化対策基準を満たすことは証していますが、省エネ基準を満たすことは証していませんので、別途、省エネ基準を満たすことを証する書類の取得・提出が必要になります。「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」は、断熱等性能等級4は証していますが、一次エネルギー消費量等級4又は等級5については証していないため、補助金が求める省エネ基準を満たすことを証する書類とはなりません。

Q、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法及び丸太組工法以外の工法で住宅を建設予定である。この場合、補助対象事業に該当するか。

A、補助対象事業に該当しません。補助対象事業は、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法及び丸太組工法の4つの工法に限らせていただいております。

Q、在来軸組工法で住宅を建設予定であるが、付加的に制震装置をつける予定である。この場合、補助対象事業となるか。

A、補助対象事業となります。補助金の要件を満たした工法であり、制震装置も付加的につけるものであるため、補助対象事業となります。

Q、劣化対策基準を満たすことを証する書類として独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合証明書」があるが、代わりにフラット35Sの「適合証明書」でもよいか。

A、フラット35Sの「適合証明書」も認められます。

Q、住宅を建てるために契約した事業者（工務店）の自己評価書で、補助金の要件である省エネ基準や劣化対策基準を満たすことを証する書類として認められるか。

A、認められません。省エネ基準や劣化対策基準を満たすことを証する書類は、必ず評価機関等の第三者の評価を受けた補助金要綱に定められた書類を、提出してください。

募集予定戸数及び補助金額に関する Q&A

Q、要件を満たしていれば必ず補助を受けられるのか。

A、先着順ではありません。申込申請総額が予算枠を上回る場合は、抽選となります。

Q、長期優良住宅の認定を受けており、かつ移住者であれば、加算基準を2項目みたくため、20万円が加算されるのか。

A、加算は定額10万円となります。

Q、H28年3月31日以前に移住した場合は、加算対象となるか

A、なりません。交付申請の属する年度の前年度の4月1日から事業完了日までに転入し

ていることが加算要件となります。29年度に移住による加算の交付対象となるためには、28年4月1日以降に転入していることが必要です。

Q、他の補助金と併用してよいか。

A、加算対象の条件である、「県外からの移住者であること」については、岐阜県空き家改修費補助事業との併用はできません。一方、「長期優良住宅の普及促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定」の加算条件については、岐阜県空き家改修費補助事業との併用は可能です。以上の条件以外は、ぎふ省エネ事業建設事業費補助金は他の補助金と併用可能ですが、併用希望の他の補助金が併用できない規定になっている場合があるので、併用希望の補助金を所管している部署等にご確認ください。

【参考1】一部条件等がある場合がありますので、HPや担当部署等でご確認ください。

○ぎふ省エネ事業建設事業費補助金との併用を可能としている岐阜県の補助金

●「ぎふの木で家づくり支援事業」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/mokuzai-sangyo/11545/iedukuri.html>

●「岐阜県空き家活用支援事業費補助金」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/jutaku/sumai/11659/akiyahojyokin.html>

○ぎふ省エネ事業建設事業費補助金との併用を不可としている岐阜県の補助金等

●「岐阜県住宅資金助成制度」

http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/jutaku/sumai/11659/index_12303.html

【参考2】併用の可否についてはHP等参考の上担当部署等にご確認ください。

○岐阜県以外の補助金等

●「地域型住宅グリーン化事業」

<http://chiiki-grn.jp/home/tabid/121/index.php>

●「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（ZEH支援事業）」

http://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer/1704/170426a/

Q、「ぎふ省エネ住宅建設支援事業費補助金」は国費が当てられているか。

A、県費のみです。国費は当てられていません。

申請手続きの概要に関する Q&A

【申込書に関すること】

Q、申込はどのようにすればよいのか。

A、岐阜県都市建築部住宅課のHPで申請書様式をダウンロードしていただき、当課あてに郵送または持参して提出してください。

Q、申込期限は。

A、年度の3月31日までに、補助対象事業が完了し実績報告書提出できる場合は、当該年度の10月15日（県必着）までに申込を行って下さい。補助対象事業の完了が次年度となり実績報告書が次年度になる場合については、次年度の10月15（県必着）日までに申込を行って下さい。

Q、申込書に添付書類は必要か。

A、申込書の提出時には添付資料は必要ありません。但し、交付申請書や実績報告書の段階で、それぞれ添付資料が必要なため、必ず基準を満たすことを確認の上申し込みください。

【交付申請書に関すること】

Q、交付申請書の提出時に必要な書類を添付できない。補助金を受けられるのか。

A、交付申請書に必要な書類を添付できない場合は、交付決定ができません。したがって補助金は受けられません。

Q、交付決定通知を受けたが、必ず補助が受けられるのか。

A、交付決定通知を受けても、実績報告書及び添付書類を提出し、基準をみたしていることが確認できなければ補助は受けられません。

Q、交付決定通知を受けているが、年度内に事業が完了せず翌年度に完了する予定である。この場合、補助が受けられなくなるのか。

A、年度内に事業が完了しないことが判明した場合、速やかに「取下げの申出書」を提出してください。当該年度に申込承認され交付決定通知を受けていても、「取下げの申出書」の提出によりその効力は失われるため、次年度に改めて申込を行って下さい。

Q、交付決定後に、加算基準の長期優良住宅の認定を受け、交付申請額を変更したい。

A、交付決定後になんらかの変更があった場合は、速やかに、変更交付申請書及び必要添付書類を提出して下さい。但し、この場合当初の交付申請額以上の交付を受けることはできません。

【実績報告書に関すること】

Q、実績報告書はいつまでに提出すればよいか。

A、補助対象事業完了日（補助対象事業完了日が交付決定日より前の場合は、交付決定日）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q、住民票を補助事業対象の住宅の所在地に移さないといけないのか

A、補助対象事業の完了は、工事が完了しているとともに、申請者が、居住するために当該住宅の所在地に住所を変更した時です。尚、実績報告書には、住民票の添付が必要です。

【請求書に関すること】

Q、請求書はいつまでに提出すればよいか。

A、実績報告書及び添付資料にて基準を満たしていることが確認できれば額の確定通知を送付しますので、額の確定通知に記載されている額を記載のうえ、早急に住宅課へ送付してください。尚、請求書は補助対象事業の完了日が属する年度の翌年度の4月30日（県必着）を過ぎると、支払いができなくなります。